

## 教育プラン (1/2)

平成30年4月2日現在

1. 商 品 名	教育プラン
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 (1) 当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方 (2) お申込時年齢が満20歳以上で、安定した収入のある方 (3) 保証会社の保証を受けられる方
3. お 使 い み ち	お申込人ご本人、またはお申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 (1) 就学する学校等への1年分の納付金 ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校（教育施設）と呼称されるものです ※「納付金」には、寄付金、学校債、入学金を含みます (2) 就学にかかる1年分の付帯費用（100万円以内） ※「付帯費用」とは、受験費用、向こう1年分の教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等をさします ※(1) および(2)は、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も対象となります (3) お申込人が上記(1) または(2) を使途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます） ※しんきん教育カードローンは除きます
4. ご 融 資 限 度 額	1,000万円以内（1万円単位）
5. ご 利 用 期 間	3ヵ月以上16年以内（1ヵ月単位）
6. ご 融 資 利 率	変動金利 年2.35% ※毎年4月1日および10月1日の当金庫新長期プライムレートを基準とし、年2回見直しします
7. お 持 ち 頂 く 書 類	(1) 本人確認資料 運転免許証（運転免許を取得していない方は健康保険証またはパスポート） ※健康保険証の場合は、健康保険証+住民票または現住所記載の公共料金・社会保険料の領収書（お申込人本人宛に限ります） (2) 源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得（年収）を証明するもの ※ご融資金額100万円以内の場合は不要となります (3) 資金使途確認資料（注文書、見積書、請求書等） (例)・入学案内パンフレット（個人宛発行のもの） ・入学金等納付通知書 ・授業料納付通知書 ・下宿先の賃貸契約書 ・受験料納付通知書 等
8. ご 返 済 方 法	毎月元金均等、または元利均等返済 ・ボーナス時増額返済のお取扱も可能です（6ヵ月毎、ご融資金の50%以内） ・約定返済日は、6日・16日・26日に限らせていただきます ※元金据置（卒業予定月まで）のお取扱も可能です
9. 保 証 会 社	一般社団法人しんきん保証基金



杜の都信用金庫

SHINJINKIN BANK

## 教育プラン (2/2)

10. 保 証 人	原則必要ありません ※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります
11. 担 保	必要ありません
12. 手数料・保証料	(1) ローン実行手数料300円 (+消費税) (2) 保証料は必要ありません (金利に含まれております)
13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室 (8時30分～17時、電話：022-222-8076) にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825) にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。</p>
14. そ の 他	※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください

